漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条）	第一章　総則（第一条）
第二章　大臣許可漁業	第二章　大臣許可漁業
第一節　通則（第二条―第二十六条）	第一節　通則（第二条―第二十六条）
第二節　沖合底びき網漁業（第二十七条）	第二節　沖合底びき網漁業（第二十七条）
第三節　以西底びき網漁業（第二十八条）	第三節　以西底びき網漁業（第二十八条）
第四節　遠洋底びき網漁業（第二十九条・第三十条）	第四節　遠洋底びき網漁業（第二十九条・第三十条）
第五節　東シナ海はえ縄漁業（第三十一条）	第五節　東シナ海はえ縄漁業（第三十一条）
第六節　大西洋等はえ縄等漁業（第三十二条）	第六節　大西洋等はえ縄等漁業（第三十二条）
第七節　太平洋底刺し網等漁業（第三十二条の二・第三十三条）	第七節　太平洋底刺し網等漁業（第三十三条）
第八節　大中型まき網漁業（第三十四条―第四十三条）	第八節　大中型まき網漁業（第三十四条―第四十三条）
第九節　基地式捕鯨業（第四十四条―第四十六条）	第九節　基地式捕鯨業（第四十四条―第四十六条）
第十節　母船式捕鯨業（第四十七条―第五十条）	第十節　母船式捕鯨業（第四十七条―第五十条）
第十一節　かじき等流し網漁業（第五十一条―第五十四条）	第十一節　かじき等流し網漁業（第五十一条―第五十四条）
第十二節　東シナ海等かじき等流し網漁業（第五十五条）	第十二節　東シナ海等かじき等流し網漁業（第五十五条）
第十三節　かつお・まぐろ漁業（第五十六条―第六十三条）	第十三節　かつお・まぐろ漁業（第五十六条―第六十三条）
第十四節　中型さけ・ます流し網漁業（第六十四条―第六十六条）	第十四節　中型さけ・ます流し網漁業（第六十四条―第六十六条）
第十五節　北太平洋さんま漁業（第六十六条の二）	（新設）
第十六節　日本海べにずわいがに漁業（第六十七条―第六十九条）	第十五節　日本海べにずわいがに漁業（第六十七条―第六十九条）
第十七節　いか釣り漁業（第六十九条の二）	（新設）
第三章　知事許可漁業	第三章　知事許可漁業
第一節　総則（第七十条・第七十一条）	第一節　総則（第七十条・第七十一条）
第二節　小型機船底びき網漁業（第七十二条―第七十五条）	第二節　小型機船底びき網漁業（第七十二条―第七十五条）
第三節　小型さけ・ます流し網漁業（第七十六条）	第三節　小型さけ・ます流し網漁業（第七十六条）
第四章　届出漁業（第七十七条―第八十二条）	第四章　届出漁業（第七十七条―第八十二条）
第五章　漁業調整に関するその他の措置（第八十三条―第百二条）	第五章　漁業調整に関するその他の措置（第八十三条―第百二条）
第六章　雑則（第百三条―第百十六条）	第六章　雑則（第百三条―第百十六条）
第七章　罰則（第百十七条―第百二十条）	第七章　罰則（第百十七条―第百二十条）
附則	附則
第一章　総則	**第一章　総則**
第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　北太平洋条約海域　北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第一条(f)に規定する条約水域をいう。	（新設）
2　（略）	2　（略）